

久留米市まちづくり推進事業費補助制度

市では、個性豊かな地域社会の振興・発展に資することを目的として、市民自らが行うまちづくり事業（自治会等が実施する、自治活動の活性化・地域住民の連帯や自治意識の高揚に資する事業等）に係る経費の一部を予算の範囲内で支援するものです。

○補助対象となる団体

自治会・町内会・区等の地縁団体又はその連合体

○補助対象となる事業

区 分	補助対象経費
(1) 祭り等実施費用	住民相互のふれあい、連帯及び地域活性化を促進する目的で実施する祭り等の事業にかかる経費
(2) 掲示板等設置費用	① 掲示板の設置費 ② 地域の案内板の設置費 ③ 道標や記念碑等の設置費 (※いずれも修繕・補修費用は対象外)
(3) 広報用備品購入費用	① 会報等の発行に要する備品購入費 ② 郷土紙発行等に要する備品購入費
(4) 文化スポーツ用備品購入費用	① 郷土芸能の保存等に要する備品購入費 ② 運動会等に要する備品購入費
(5) 自主防災用器材購入費用	自主防災に必要な器材購入費 (止水板・防水板、AED購入費など)
(6) 法人格取得に関連する費用 ※ (1)から(5)との同一年内 重複申請が可能	① 団体の認可取得に要した経費 ② 不動産登記経費

○補助限度額 10万円（補助率：補助対象経費の1/2以内、千円未満切捨て）

※市から直接、他の補助金等を交付されている事業は対象となりません。

※自主財源では不足する部分について支援するものであり、自主財源の代替ではありません。

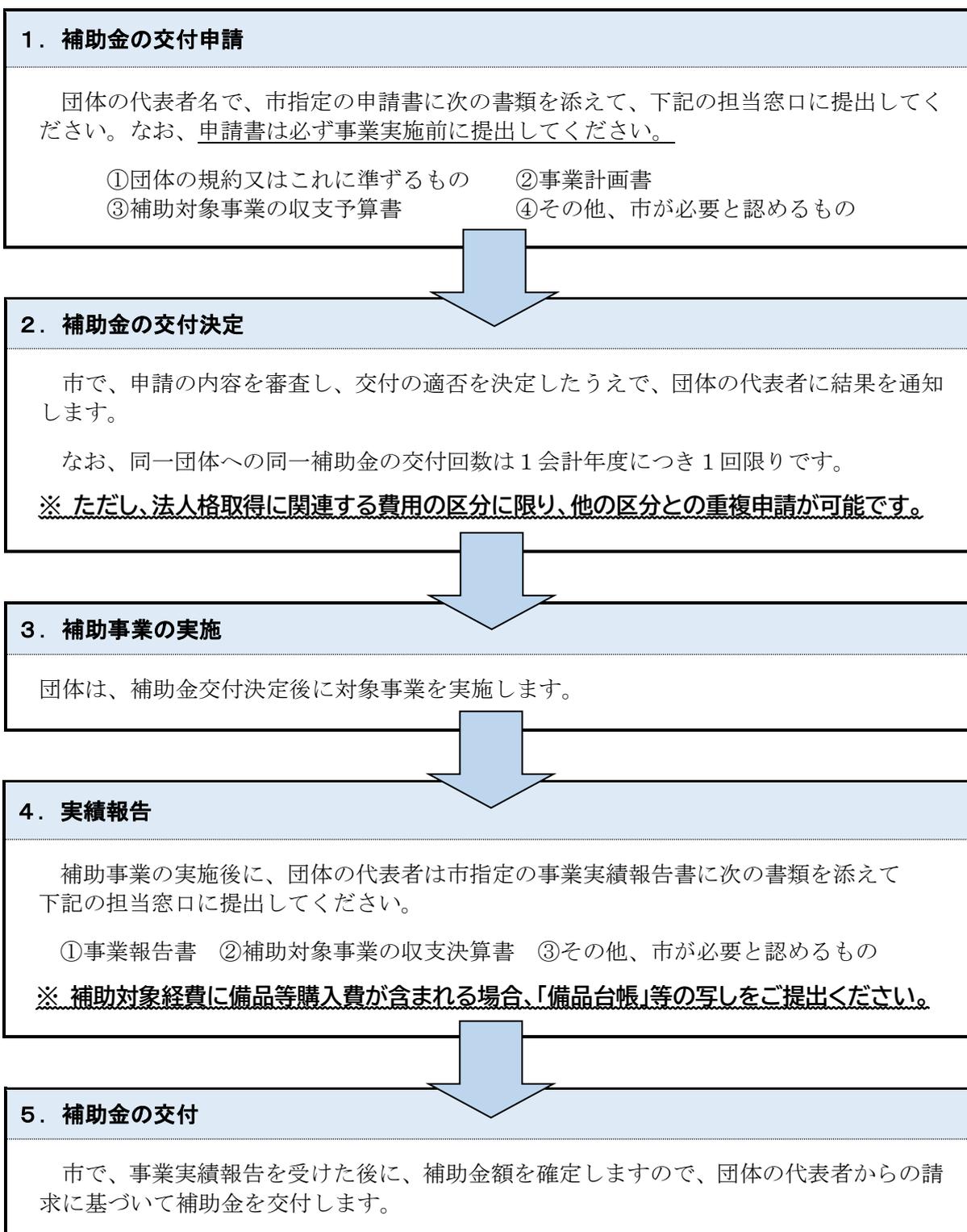
※新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されることに伴い、令和5年5月8日以降の基本的感染対策については、事業者の判断に委ねられます。詳しくは、次の福岡県ホームページをご参照ください。

<福岡県 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）基本的感染対策について>

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona-taisaku0508.html>

まちづくり推進事業費補助金交付申請等の手続きについては、裏面でご確認ください。

○まちづくり推進事業費補助金交付申請等の手続き（流れ）



（問い合わせ先）

協働推進部 地域コミュニティ課	電話番号：0942-30-9014	FAX 番号：0942-30-9711
田主丸総合支所 地域振興課	電話番号：0943-72-2111	FAX 番号：0943-72-3819
北野総合支所 地域振興課	電話番号：0942-78-3551	FAX 番号：0942-78-6482
城島総合支所 地域振興課	電話番号：0942-62-2111	FAX 番号：0942-62-3732
三瀬総合支所 地域振興課	電話番号：0942-64-2311	FAX 番号：0942-65-0957